

令和6年度 事業報告書

第1章 事業計画重点項目

1. はじめに

今年度は、ひだまりの家が本体施設の隣接地へと移転し、それにより本体施設定員24名、地域小規模児童養護施設定員6名、在園児童数24名でのスタートとなった。そのうち3名は、県外等で初めての一人暮らしを開始し大学生活をスタートさせたが、措置延長という形で支援の継続を行うことができ、実家機能として帰る場所を確保したうえで大学生活は、新たな環境のなかでも、子ども達にとって大きな安心に繋がっていると思われた。その安心感は、自立に向かって一歩一歩あゆみを進めていくうえでも大きな支えとなっているように思われる。

自立支援については、昨今、児童養護施設には更なる展開が求められており、令和8年度4月より、三重県児童養護施設協会として、県より委託を受け、社会的養護自立支援拠点事業の運営を行っていく計画が進められている状況である。当施設としても、今後更なるスキルの充実に努め、積極的に自立支援に取り組んでいきたい。

また、施設の分散化や小規模化により、日常の何気ない暮らしのいとなみを通じて、できる限り良好な家庭的環境のもとで、子どもたちの心身の健やかな成長と社会的自立を目指して取り組みを進めてきた。

今年度も基本理念のもと、職員一同助け合いながら、子どもたちを大切に思い丁寧な支援を行うことで、子どもたちには、大きな事故や疾病等もなく、無事に一年を終えることが出来た。

また、近年の施設入所児童は、親からの虐待体験や離婚、貧困などを背景として、個々の児童の特性に配慮した支援が必要となっており、職員には高い専門性とケアワークが必要となっている。

今年度は、職員の育成とともに、職員のメンタルケアにも特に力を入れて取り組んできたが、今後はさらに支え合える職員のチーム作りを目指し、三重拠点として、「地域の子育て拠点」という目標に向かって尽力していきたい。

以下、今年度の具体的な取り組みについて報告する。

2. 特記事項

(1) 天理教三重互助園社会的養育推進計画・整備計画

○“適切な養育環境の永続的保障”地域の子育て拠点を目指して”地域福祉の向上“を合言葉に、令和11年度末までの本計画の浸透を図り、これまでもその理念に則った活動の展開を行ってきた。

今年度は、子どもの居場所作り、自立支援、実家機能等の多機能化の施設整備について、わかぎとともに、日本財団の助成金へ応募をする形で取り組みを進めてきた。助成を受ける事は叶わなかったが、今後も引き続き、児童家庭支援センターわかぎと協議を行い、三重拠点としての多機能化の推進について検討を行っていきたい。

(2) 児童の権利を擁護し、児童を尊重した養育支援の実施

○子どもを尊重し、子どもの最善の利益のために、まずは、職員会議において、全養協倫理綱領の周知を図った。

○権利擁護についての新任園内研修を行い、養育支援の基本である日々の養育の中で、子ども自身が「大切にされている」と感じられるような関わりについての研修の場を設けた。

○子どもに対して令和元年度から行った自分の権利や皆の権利についての勉強会を今年度も継続して実施した。

○子どもの気持ちを汲み取るものの一つとして、権利箱の設置も引き続き行った。

今年度、権利箱を利用した意見は0件。

今後も、権利箱設置の目的を子どもに丁寧に説明し、子どもの権利を守る為、権利箱の設置を継続する。

○県のアドボカシー事業で、子ども達へアドボケイト派遣事業を実施した。三重県児童相談支援班の方、子どもアドボカシーセンターMIEの方が来園し、子どもの権利とアドボケイトについての勉強を動画や遊びを通して行った。

8/1—子ども18名、県職員1名、アドボケイト4名、施設職員2名

8/22—子ども20名、県職員1名、アドボケイト4名、施設職員2名

○新入所時アセスメント：入所時点からどの子どもも混乱せず生活に入って安定出来るように時間をかけて丁寧に受け入れることを前提とし、以下のことを行った。

・入所前には、新たに入所する子どもの大きな不安が少しでも和らげることを目的として、一時保護所への面会は可能な限り最低2回は行った。

・入所後も、各家に入る前には、必要なものを一緒に買い物に行き揃えたり、ルールの説明をしたり、また、性教育やセカンドステップ、聴き取りや心理士との面談等を行い、必要なアセスメントを行った。

・担当者との人間関係づくりを行うことを目標に、2泊3日程度別棟にて仮住まいをしながらケアワーカーと寝食を共にし、安心・安全な施設であるという気持ちをできる限り抱いて、各家の生活へと入ることが出来るように丁寧に時間をかけて行った。

- (3) 小規模で家庭的な養育支援の実践
- できる限り良好な家庭的環境の提供に努めた。
 - ・職員が食事の買い物から食事作りも含め、心身を癒す場としての食卓を大切にした。
 - ・子どもの居室の個別空間の確保や、各家の団らんの空間も設け、安心安全な安らぎのある環境づくりに努めた。
 - ・子ども一人ひとりの特性に配慮した支援を意識して、表面化されない思いを少しでも汲み取ることができるよう努めた。
 - ・傾聴のスキルを身につけ、表情、あいづち、笑顔などを用いてのコミュニケーションを日々実践しているが、更なる成長や意識向上は必要。
- (4) 自立支援
- 今まで施設が独自に行っていた、アドミッションケア・インケア・リービングケア・アフターケアついて情報の整理、共有、連携を目的に各施設の自立支援担当が主となり三重県の自立支援職部会が発足され、月に一度の頻度で職部会が開催された。
 - その活動の一環として、「自分らしく生きるヒント」をテーマに施設出身者の実際の声を子ども達に聞いてもらう、おしごとマルシェを開催。施設出身の発表者の中には、現役大学生として進学についての話を行う為に互助園からも卒園生一名が互助園での生活を振り返っての発表を行った。
 - 一年間の活動を通じて、各施設の障がい分野の支援対応に差があることが分かり、来年度、障がい分野の支援の差をなくすために、施設間の繋がりだけでなく、行政や関係機関とのネットワークづくりを行う為に、行政や社会に発信していく取り組みを自立支援職部会として行う事が目標として決まる。
- (5) 職員全体のチームワークの向上
- 毎日の昼礼の場で理念・基本方針の唱和を行い、意識して養育支援に臨むことを心掛けた。
 - 子ども一人一人に担当制を敷くのではなく、各家ケアワーカー全員が子どもの状況の把握と共有につとめ、一人一人の子どもの養育支援の充実を図ったが、担当制の有無については、子どもたちの状況やニーズを考慮すると、更なる検討が必要と思われる。
 - チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の開催と共有に務めた。
 - 児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実を図るため、子どもの意見も聞きながら、支援計画の作成を行い各家の専任ケアワーカー全員で共有し支援にあたった。
 - 職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別各種研修会への積極的な参加。
 - ケアの個別化と専門性の向上を目的とした基幹的職員の養成と各種専門職員の確保・養成。
 - 業務外での職員旅行や交流会なども実施し、仕事以外での人柄や性格を知る事で、より深く信頼関係を作ることができ、チームワークの向上にも繋がった。
- (6) 地域支援、家庭支援、退所児童支援の充実
- 地域における子育て支援への取り組みは、児童家庭支援センターわかぎと連携し、児童養護の実践で培った経験を活かして、各市町村からの子育て短期支援事業等、地域のニーズに応じた積極的な子育て支援ができるように努めた。(ショートステイ利用人数6名、延べ日数25日)
 - 家庭支援専門相談員を中心に、児童家庭支援センターわかぎ職員と情報共有を行い、親子関係再構築・維持・修復に向けて、子どもを中心に親子・家族交流などに努めた。
 - 退所児童のアフターケアについても、自立支援担当職員、アフターケア係を中心に、退所後の相談・支援にも一層力を入れて取り組んだ。必要に応じて、市の地域包括支援センターなどとも連携を行い、支援を行った。
 - 約20年ぶりに退所児童らを招いての”帰ろう会“が復活した。当日は、退所児童27名が参加。
 - 退所児童の家族、入所児童、現職員、元職員も集い、スポーツ大会、夕食交流会を実施することができた。
- (7) 人材確保・人材育成・人材定着と働きがいのある職場づくり
- 人材の確保が難しい状況の中、施設実習や見学を積極的に受け入れた。ホームページから施設の取り組みを知ってもらう事も定期的に行った。
 - インスタグラムの投稿も継続的に行い、施設の様子や取り組み等を知ってもらうように務めた。
 - 人材アプローチ係を中心に、実習生への丁寧な支援や、各学校や学生へのアプローチも積極的に行った。
 - 令和7年度は、6名が正規職員として入職。アルバイトも新規で2名採用できた。
 - 職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別研修計画に基づく各種研修会への積極的な参加を行った。
 - 育成については人材育成委員会を中心に、研修企画や研修参加を通して人材育成と資質向上を目指した。
 - 今年度は園内研修についても全5回実施した。(詳細は、第3章)
 - メンタルヘルスについては、外部の臨床心理士と契約を行い、必要な職員や希望する職員に対してカウンセリングを実施した。
 - また、園内の心理士との面談を新任職員や必要な職員を中心に定期的に行った。
 - 処遇改善や勤怠管理を通し、働きやすさや働きがいのある施設になるよう努めた。
 - メンタルヘルス、就労意欲の維持に向けた職員の年間目標アンケート及び個別面談を実施。
 - 職員個々が自らの将来像を描きながら自身の職務に責任を持って取り組むためのキャリアパス研修への

参加を促進。

○ケアの個別化と専門性の向上を目的とした基幹的職員の養成と各種専門職員の確保・養成に取り組んだ。

(8) 信頼される組織運営

○毎日の昼礼で基本理念・基本方針の唱和を行い、感謝・慎み・たすけあいの心で、支え合い、助け合い、思いをひとつに養育支援が行えるように努めた。

○ヒヤリハットを活用しながら、リスクマネジメントに向けた取り組みの充実を図った。

○BCP（非常時における事業継続計画）作成を行い、令和6年度からの運用を開始した。

(9) 危機管理体制の充実

○毎月1回、三重拠点連絡会議の日にラインワークスやスマートフォンを用いての非常連絡網訓練と自主訓練を実施した。

○3ヶ月に1回、各家でグループ危機対応訓練（事故・事件、風水害、防犯、火震害）を職員、子どもと一緒にに行った。また、6月と12月に施設内防災研修を行い、その中で避難訓練や消火訓練、防災の勉強会を実施し、防災意識を高めた。また、避難訓練には、必ず「振り返りの実施」を行った。

○南海トラフ地震に備えて、更なる危機意識を高められる研修の実施。

○センサーライトを複数箇所に設置して、防犯意識を高めた。

○防災物品（避難はしご、災害用扇風機、懐中電灯、バッテリーなど）の購入を行い、防災対策を高めた。

○新たな職員が、防火管理者講習を受講した。

第2章 施設の概要及び人員の推移

(1) 施設の概要

創 設：昭和23年3月

運営主体：社会福祉法人 天理

理事長：板倉 知幸

名 称：児童養護施設 天理教三重互助園

施設長：山路 英子

所在地：三重県伊勢市倭町30番地1 地域小規模児童養護施設は下記に記載

児童定員：30名

設備など：本体施設は鉄筋コンクリート2階建て2棟、分園型小規模グループケアは1軒、地域小規模児童養護施設は木造2階建て1軒

①本体施設（平成21年9月より）

敷地面積：共用棟：2,873.45㎡ たいようの家：304.20㎡ つきの家：255.33㎡

つきの家・たいようの家 児童定員 18名

児童等	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 外部倉庫、
事務所棟	応接室、会議室、団らん室、トイレ、倉庫

②分園型小規模グループケア ひだまりの家（令和6年4月） 定員6名

児童等	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 倉庫
-----	-----------------------------------

③地域小規模児童養護施設 かすみそう（平成30年4月） 定員6名

児童等	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 外部倉庫
-----	-------------------------------------

(9) 嘱託病院：徳田ファミリークリニック

(10) 実施事業：小規模グループケア事業2か所、分園型小規模グループケア1か所、地域小規模児童養護施設1か所、子育て短期支援事業

(11) HP：<https://miegojyoen.com>

(12) 付置施設：児童家庭支援センターわかぎ

(2) 児童の受け入れ

①月別初日在籍児童数(人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
未就園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9
中学生	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
高校生	7	7	7	7	7	7	6	7	7	7	7	7
その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	24	24	24	24	25	25	24	25	25	25	25	25

②入退所状況

<入退所児童数>

入所児童	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	男子児童													
女子児童		1				1		1						3
合計		1				1		1						3

退所児童	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	男子児童													
女子児童							1						2	3
合計							1						2	3

③令和6年度 一時保護児童一覧

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月平均
一時保護児童数	1	2	0	2	1	5	1	0	1	0	0	2	1.25

④子育て短期支援事業

	①ショートステイ	②レスパイトケア
受託市町数	3	(里親家庭数) 0
利用人数	6	0
延べ日数	34	0

※①ショートステイ利用市町 … 伊勢市、玉城町、津市

(3) 職員について(本園及び分園1か所、地域1か所)

職員数 (※令和6年度末時点)

○施設長	1名	○家庭支援専門相談員	1名
○事務	2名	○心理相談員	1名
○統括主任	1名	○自立支援担当職員	1名
○副主任	1名	○栄養士	1名
○児童指導員(パート含む)	7名	○家事支援員	4名
○保育士(パート含む)	7名	○嘱託職員	1名
○里親支援専門相談員	1名		

主な資格

○施設長 ○児童指導員 ○保育士 ○社会福祉士 ○栄養士

第3章 事業報告

1. 会議・連絡会

下記の通り、会議・連絡会を定期的に行い、運営と養育・支援の適正化と質の向上に努めた。

(1) 三重拠点連絡会議、互助園全体カンファレンス

○毎月一度、全体会議である三重拠点連絡会議を実施した。会議開催においては、今年度も職員が一同に集まり実施することができた。業務の都合上、集まって参加出来ない職員もオンラインでの参加をすることができた。子どもの入退所の状況報告や各委員会・係からの報告を行った。

また、同日に互助園職員による互助園全体カンファレンスを行い、各家児童における前月からの特記事項を確認し、FSWや心理士からの報告も行った。

(2) 養育・支援会議

毎週、子どもの養育・支援に関する会議を各家で下記の通り実施した。

○本体施設

月の家一計22回 たいようの家一計17回

○分園型小規模グループケア

ひだまりの家一計19回

○地域小規模児童養護施設

かすみそう一計6回

施設で生活する子どもの支援は、個々の生活課題への支援と家庭に関わる課題への支援、そして、自立という成長過程を見据えた支援に分けて考えることができる。主に子どもの現状の生活課題に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行い、子どもによっては、家庭支援専門相談員（FSW）を交えて、家庭状況に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行った。又、個々の自立に向けて、子どもの成長（発達）段階に応じた自立支援の方法についての検討を行った。又、各家でのカンファレンス・会議は、子ども支援の質の適切さと向上を目指すと共に、担当職員のキャリア教育の機会として活用することができた。

(3) 運営委員会

全11回実施

必要議題の審議・議決の実施を行った。

(4) 各ケースカンファレンス

本体施設、分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設共に各家で、専任職員、SV、心理相談員等が参加し週に1回からの定期的な入所児童の状況報告や課題等の共有と協議をしながら、適切な支援方法を検討していくことができた。会議では生活のルールや変更事項、子どもから上がった議題等の検討を行った。

下記の通り実施。

○本体施設

月の家一計38回 たいようの家一計36回

○分園型小規模グループケア

ひだまりの家一計41回

○地域小規模児童養護施設

かすみそう一計37回

○児童精神科医の先生との子どものケースカンファレンスを1回実施。

○外部の臨床心理士によるケースカンファレンス及び職員へのサポートを5回実施した。

(5) 園内研修

○園内研修を、全5回実施した。

食育についてや心理士による勉強会、メンタルヘルスに関する研修会等、養育のスキル向上や必要な知識習得、共通認識確認の為に園内研修を実施した。

また、防災研修を年2回実施して防災意識の統一向上も目指した。

また、昨年同様、児童精神科医の先生を招いてのケースカンファレンスも1回実施した。

(6) 連絡会

○南勢志摩児童相談所と年間の連絡会のスケジュールを決め、

隔月1回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）での連絡会実施した。

子どもの様子や保護者とのやり取りなど互いの報告を行った。その他の児童相談所とは、年度初めに援助指針についての話し合いを行った。

2. 生活支援

(1) 各家運営

①本体施設

<担当体制>

つきの家	男児グループ。専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、日常生活での食事や遊びを通し、家庭的な雰囲気の中、社会スキルに特化した支援を行う。
たいようの家	女児グループ。専任ケアワーカーを中心に、個々に合わせた支援内容を子どもらとともに定め、小舎制で家庭的な雰囲気の中、支援ができるように努めた。

②分園型小規模グループケア

<担当体制>

ひだまりの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------

③地域小規模児童養護施設

<担当体制>

かすみそう	<p> 女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。 </p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<児童グループ構成>

定員	棟・グループ	対象児童	年間予想人員
30名	つきの家	男児	8名
	たいようの家	女児	10名
	分園型小規模グループケア「ひだまりの家」	男児	6名
	地域小規模児童養護施設「かすみそう」	女児	6名

(2) 食生活

- ①子どもにとって愛着や関係を育むという視点から、日常的な支援である「食」を大切なものと位置づけ、食の養育における意味を「人間関係」形成上の大きな要素と捉える。そのために、「食」を中軸とする食卓のコミュニケーションが子どもとの関係を紡ぐ大切な場所ということを基礎的な考えとし、食事中は大人が楽しくおいしく食べる事を心がけることによって食べることを楽しい事、嬉しい事であるように取り組んだ。
- ②子どもにとって「食」とは、最も幸せを感じ満足感を味わう大切な日課であることと捉え、子どもの心の豊かさを育むよう、また、命の戴きから感謝を学ぶことで、マナーや心遣いなどの社会性を養うよう日々の支援に取り組んだ。
- ③子どもにとって「食」とは、身体の成長に欠かせないものと捉え、職員は栄養バランスに考慮し、季節感を感じ取り心のこもった食事を提供、子どもの希望するメニューの提供にも取り組んだ。さらには、定例給食会議を開き、担当者で意見を交換する等と更なる工夫を重ね、より良い家庭的な食卓づくりに取り組んだ。
- ④本体施設「つきの家」及び「たいようの家」では、平成31年度当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士のサポートの基、直接処遇職員による献立作成・買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組んだ。
- ⑤分園型小規模グループケア「ひだまりの家」及び「かすみそう」は開設当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士のサポートの基、直接処遇職員による献立作成・買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組んだ。
- ⑥自立を控えた子どもには、「食」に対して自立が行えるよう、それぞれにあった自立訓練の実施に取り組んだ。
- ⑦子どもの誕生日には担当職員と外食を行い、予算の範囲内で自分の選んだ物を食べる体験、誕生日に大人と有意義な時間を過ごす体験をすることに取り組んだ。
- ⑧本体施設「つきの家」「たいようの家」、分園型小規模グループケア「ひだまりの家」「かすみそう」令和4年度より、食材の宅配サービスを活用して、職員の負担を減らすように取り組んだが価格設定が高めなため食材費がかかり改善が必要であるという課題がある。
- ⑨本体施設敷地内に畑を耕し作物を育てることを行い、子どもたちが自然に対して感謝の気持ち、栽培することに対して挑戦する気持ち、収穫することに対しての達成感を体験し、「食」に対する関心を高めることができるよう努めた。
- ⑩高校生以上の子どもには、テーブルマナーを学ぶためフランス料理店へ食事に行った。店主の方からカトラリー（ナイフやフォーク、スプーンなど）の使い方や作法について教えて頂き、将来テーブルマナーを必要とする場面に出会った時にここで経験したテーブルマナーを活用してもらえるのではないかと考える。
- ⑫来年度以降、子どもが食への価値観として「もったいない」と感じることや、作ってくれる人に対して「思いやり」を育めるよう支援ができると良い。
- ⑬来年度以降、寄付で頂いた食べ物などに対して、「感謝の気持ち」が育めるように支援できると良い。

(3) 衣生活

- ①措置費より衣服費を、年に2回、年齢に応じて出費額を定め、それぞれの季節に備えている。購入に当たっては、子ども自らが好みの衣類を選べるように、一緒に買い物に行くようにした。また、年齢に応じて自分で買い物ができるよう支援した。
- ②常に清潔で季節や学齢期に相応しい衣服を身につけられるようにし、年齢に応じて衣服の整理整頓が身につくように支援した。また、年齢に応じて自分で着脱・洗濯等ができるように支援した。
- ③入所時には、必要に応じて衣服を用意し、持参した衣類は、着られなくなったのちも、子どもの気持ちを尊重し大切に保管した。

(4) 経済観念の育成・財政管理

- ①年齢に応じた小遣い（生活訓練費）を毎月支給し、経済観念を養うようにした。また、帳簿を基に出納管理の指導を行った。
- ②児童手当や特別給付金、小遣い貯金等に関しては、毎月必ず通帳の記帳を行い、子ども本人が、自らの所持財産を担当職員と確認の上、書面化し、記録を行った。ペイペイ等の電子マネーの使用について、一部高校生が始めたが、課題の多いことが分かってきた。今後も使用禁止とするのではなく、使用方法などについては法人の協力のもと、進めていきたい。

(5) 住環境

- ①子どもを取り巻く「住」環境とは、安全を確保し、安心を感じることでできる場所であることと捉え、その上で、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などに至るまで、そこで生活する子どもが大切にされていると感じられるよう施設整備・美化活動に努めた。
- ②子どものプライバシーや自主性を尊重し、一人一人個々の空間を確保した。また、年齢や子どもの状況に応じて個室を用意した。
- ③共用スペースであるリビングや食卓等を職員や他児とのコミュニケーションによって社会性を育む大切な場所とし、家庭的な雰囲気の中で支援に取り組んだ。
- ④各子どもの居室については、子どもそれぞれが発達段階に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくよう支援に取り組んだ。

(6) 衛生関係

- ①感染予防等の研修会に積極的に参加し、職員全員でマニュアルの周知と情報共有を行い、施設内の安全の確保に更に努めた。
- ②新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた。新型コロナウイルスも「5類感染症」へ位置づけされ、様々な規制が解除となった。今年度は新型コロナウイルスだけではなくインフルエンザも流行した。

(7) 医療関係

発達段階に応じて、起床から就寝までの一日の生活を自立へ向けての大切な躰とし、丁寧に習慣化へと導き、年齢を重ねながら、健康に対する自己管理の大切さと必要な技術を習得させ、生涯に役立つ基本的習慣を確立させるように努めた。

こうした過程の中で、必要に応じて、医療機関での予防への対応、処置、指導を受けられるように、協力体制を構築し、健康と安全に対しては万全の対応をとって、事故のないよう努力した。

①委託病院（嘱託医）及び連携内容

委託病院	徳田ファミリークリニック
健康診断	・児童定期健康診断は、年に2回実施。1回目は、クリニックにて検尿、聴力・視力等の検査を行い、後に嘱託医が来園し本園児童、分園型小規模グループケアは問診を受ける。地域小規模児童は、クリニックにて問診を行う。2回目（冬季）は、クリニックにて問診を受け、インフルエンザの予防接種を受ける。・職員健康診断は、冬季に1回実施。宿直者は年2回実施。クリニックや全国健康保険協会にて検査を実施し、インフルエンザの予防接種を受ける。

②委託病院以外の主な受診先

小児科・内科・耳鼻科・皮膚科・整形外科・歯科・眼科・精神科…等。

③予防接種について

入所時に、親権者に「予防接種に関する同意書並びに委任状」を記入して頂き、母子手帳の予防接種欄を確認し、未接種のものや、受ける必要がある予防接種や時期を確認している。母子手帳がない子どもは、再発行と共に保健センターにて予防接種台帳を確認した。

④入所児童の入院について

入院が必要な子どもがいる場合は、その都度、親権者の同意を得る。

□入院数 0回

⑤医薬品管理

各家に医療係を設置し、各家にて常備薬を管理する。

内服薬	解熱鎮痛剤、酔い止め、風邪薬
外用薬	消毒液、湿布薬、オロナイン、ムヒ
備品	絆創膏、サージカルテープ、包帯、ガーゼ、綿棒、爪切り、体温計、マスク、耳かき、ピンセット、冷えピタ、テーピング

(8) 心理療法

心理療法担当職員として、臨床心理士（公認心理師）あるいはそれに準ずる学歴を持つ者を常勤配置し、児童相談所助言の下、心理療法が必要と思われる子どもの心理療法並びに職員へのコンサルテーションを実施した。

①プレイルームは約30㎡の部屋を使用。

※心理療法（プレイセラピー）の時間と空間は、誰からも干渉されることのないものとして事前に対象子どもに伝え、取り組みを行った。

②実施した主な心理療法並びにコンサルテーションは以下の通り。

・心理療法 ・心理検査 ・生活場面面接 ・施設職員等への助言及び指導
・ケース連絡会及び、入所時のケース説明への出席 ・その他

(9) アドミッションケア・インケア・リービングケア

○アドミッションケア

年齢や入所までに要した期間など子どもの様々な状況に応じ、柔軟に実施することができた。子どもが入所するにあたり、少しでも心の負担を減らし、一日でも早く落ち着ける日々を送ることができるよう今後も子どもの意見を取り入れつつ、継続して力を入れていきたい。

○インケア

自立支援計画に則して、子どもと対話を行いながら支援を実施することができた。定期的に話し合う場を持つことで、その都度、目的などを子どもらと調整していき、最終評価では、来年度に向けて継続支援が必要ななど、来年度に向けた支援を意識しながら評価に努め一貫した支援体制を実施した。

○リービングケア

子どもの状況に応じ、一人一人に合わせた支援を各家専任職員が中心となり、カンファレンス実施することで実現に近づけることができた。各家専任職員が子どもと日々、卒園後のビジョンを共有し、実現に向けて支援を行い、実現に向けて不足している事柄については自立支援担当が中心となり、外部機関を用いることや情報提供を行うことで補足した。

無事、卒園2名、措置継続2名でそれぞれの望む形を実現できた。

(10) アフターケア

○卒園者への誕生日メッセージカード発送 77名へ発送

○公益財団法人あいである、実家便およびメッセージを卒園2~3年以内の子どもへ発送

○かえろう会（退所児童招待行事）の実施

退所児童 27名参加

元職員や互助園児童、互助園職員も合同での運動会を実施した。運動会後には、希望する退所児童、元職員、互助園職員とでの食事会も行い、交流を深めた。

(11) ライフストーリーワーク

○新任職員に向けた、ライフストーリーワークの基礎と互助園の実施状況についての園内研修を実施した。

○ライフストーリーワークの新しい知識や情報を得るため、外部研修に下記の通り参加した。

・三重県ライフストーリーワーク勉強会(オンライン) 5/31、6/21 受講者 2名

○今年度ライフストーリーワーク実施児童

・ひだまりの家 高3男児1名

・かすみそう 高3女児2名

高校卒業、卒園、退所児童予定者を対象としたセッション型のライフストーリーワークを実施。主に施設措置入所からの振り返り等、応援メッセージの作成、思い出の地巡り、フォーマット・ライフストーリーブックの作成、職員全体への共有を行った。

また来年度実施予定で、LSW実施の必要性がある児童の検討会を実施した。

○日常型のライフストーリーワークの充実に努めた。

・児童の思い出や記録を残して置けるように各児童一人ひとりにライフストーリーBOXの準備をした。

・児童の誕生日会等を丁寧に取り扱い実施した。

3. 学習活動

担当者を整備し、子どもの発達に合わせた学習・進路指導が出来るよう、また、子どもが「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るよう、保護者、学校、児童相談所と十分な協議、連携を図り、支援した。

(1) 学習指導及び進路

①小学生の基礎学力対策として、希望する子どもに対して、学習サポーターによる週一回の学習支援を行い、小学生全体の学習姿勢に良き効果をもたらすよう努力した。

②中学生・高校生には、学習塾の活用を促し、学力の向上を図った。また、部活動への参加を推奨し、文武両道を励行した。中学生・高校生で受験を控える子どもには、学習方法や学習計画を一緒に考えるとともに、受験勉強にしっかりと向き合えるよう寄り添う支援を行った。

③高校生には、積極的にアルバイトを推奨し、その経験が就労する力へと結びつくよう支援した。

④学習を卓上での勉学のみ限定せず、生活全般におけるスキルの獲得を学習とし、お手伝いや買い物等、様々な経験を通して広く生活・社会スキルが向上するよう支援した。

(2) 性教育

①各家専任が中心となり、子どもの成長度に合わせてそれぞれ勉強会やライフカードを用いて性教育を実施した。

②新規で携帯電話を持ちたいと希望のあった子どもについて、必須としている勉強会を実施した。すでに携帯電話を持っている子どもについても、必要に応じてそれぞれ適した形での取り組みを行う。

③全国教育セミナーの春季の部、秋季の部併せて3名が参加。その後、参加した職員が中心となり、セミナーにて把握した内容を研修報告で全体へと共有するなど、性教育の意識を高めることに努めた。

今後も継続して取り組んでいく。

④学校用タブレットの使用方法についても子どもに合わせて勉強会を実施した。

(3) セカンドステップ

①実施により対人スキルを身につけ、自尊心を向上させ、社会に出てからの自信に繋がられるようにすることを目標に、子どもの年齢や特性に合わせたステップで定期的実施する事ができた。

②セカンドステップ受託研修開催により実施資格者が増員となった。次年度以降も積極的に新たな実施者にも取り組んでもらい、理解を深め生活の場での支援にも活用していきたい。

グループ名 (学年)	実施コース	期間
グループA (小2男児2名/ 小5女児)	コース1 第一章 相互の理解	2024/6/16～ 2024/8/18 まで実施
	コース1 第二章 問題の解決	2024/8/25～ 2024/11/10 まで実施
	コース1 第三章 怒りの扱い	2024/11/17～ 2025/1/12 まで実施
	コース2 第一章 相互の理解	2025/1/19～ 2025/3/9 まで実施
	コース2 第二章 衝動コントロールと問題の解決	2025/3/16～ 現在まで実施
グループB (中3女児/ 中2女児)	コース4 第一章 相互の理解	2024/6/16～ 2024/7/28 まで実施
	コース4 第二章 衝動コントロールと問題の解決	2024/8/11～ 2024/10/20 まで実施
	コース4 第三章 怒りの扱い	2024/10/27～ 2025/1/12 まで実施
	コース5 第一章 相互の理解	2025/1/19～ 2025/3/23 まで実施
	コース5 第二章 衝動コントロールと問題の解決	2025/3/30～ 現在まで実施
グループC (高2男児/ 中3男児)	コース4 第一章 相互の理解	2024/6/16～ 2025/8/24 まで実施
	コース4 第二章 衝動コントロールと問題の解決	2024/9/1～ 2024/10/20 まで実施
	コース4 第三章 怒りの扱い	2024/10/27～ 2025/1/12 まで実施
	コース5 第一章 相互の理解	2025/1/19～ 現在まで実施
グループD (小5男児2名/ 小6女児)	コース2 第三章 怒りの扱い	2024/6/22～ 2024/8/17 まで実施
	コース3 第一章 相互の理解	2024/8/31～ 2024/10/26 まで実施
	コース3 第二章 衝動コントロールと問題の解決	2024/11/26～ 2025/4/4 まで実施
	コース3 第三章 怒りの扱い	2025/4/12～ 現在まで実施
グループE (小6男児2名/ 中2男児)	コース1 第一章 相互の理解	2024/6/15～ 2024/7/20 まで実施
	コース1 第二章 衝動コントロールと問題の解決	2024/7/27 実施
	コース1 第三章 怒りの扱い	2024/8/10 実施
	コース1 第一章(再) 相互の理解	2024/8/17～ 2024/10/12 まで実施
	コース1 第二章(再) 衝動コントロールと問題の解決	2024/10/19～ 2025/2/1 まで実施
	コース1 第三章(再) 怒りの扱い	2025/2/15～ 現在まで実施

4. 権利擁護

(1) 権利擁護

- ①「全養協倫理綱領、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約、三重県子ども条例、更に児童虐待の防止案に関する法律等に掲げられている理念を遵守する」を基本理念として、子どもを尊重し、最善の利益のために尽力した。また、全養協倫理綱領を職員へ周知した。
- ②権利擁護についての新任園内研修を行い、養育支援の基本とし日々の養育の中で、子ども達自身が「大切にされている」と感じられるようにした。
- ③子どもに対して令和元年度から行った自分の権利や皆の権利についての勉強会を実施した。今後も権利に対する意識を高める事が出来るように継続していきたい。また、子どもの気持ちを汲み取るものの一つとして、権利箱の設置を行った。今後も、引き続き子どもの権利を守る為、設置を継続する。また新規入所児童には入所アセスメント個別対応時もしくは、その児童にとってタイミングの良いと思われるなるべく早い時期に、係より伝えていく。子どもにとって分かりやすく使いやすい権利箱となるよう必要に応じて改善を図っていく。
- ④入所に当たっては、今後もアセスメントを重視し、入所時点からどの子どもも混乱せず生活に入って安定出来るように時間をかけて丁寧を受け入れることを前提とし、以下のことを行っていきたい。
 - ・入所前には、新たに入所する子どもの大きな不安を少しでも和らげることを目的として、一時保護所への面会は可能な限り最低2回は行いたいと思っている。
 - ・入所後も、各家に入る前には、必要なものを一緒に買い物に行き揃えたり、ルールの説明をしたり、また、性教育やセカンドステップ、聞き取りや心理士との面談等を行い、必要なアセスメントを行った。
 - ・担当者との人間関係づくりを行うことを目標に、2泊3日程度別棟にて仮住まいをしながらケアワーカーと寝食を共にし、安心・安全な施設であるという気持ちをできる限り抱いて、各家の生活へと入ることができるようしていきたいが、入所時の年齢・状況等により出来ない事もあった。

子どもへの勉強会実施報告

実施した子ども	実施した日	実施した内容
小学2年～5年 男女	1/13(月) 10:00-11:30	18歳と20歳の違い 18歳になってからできること、20歳になってからできることを話す。 2分の1成人式もあるので、小学生も理解が必要なのでは。 話したいことをどの場で話すのか振り分けるワーク(家族会議、職員、意見箱)(内容を書いたマグネットシート)
小学6年、中学 1.2年男女	1/13(月) 16:30-18:00	18歳と20歳の違い 18歳から成人できることで自由度は増すが、責任が伴うことを伝える。何も考えずに自己選択した後の末路もわかりやすく伝える。 →①より簡単にパワーポイントで説明する。(パワーポイントの作成) 中高生はホワイトボードもしつつ、成人についての勉強もする。(付箋で18歳からできること、20歳からできることを書いてもらう)
中学3年、高校 生男女	1/13(月) 19:00-20:30	18歳と20歳の違い 18歳から成人できることで自由度は増すが、責任が伴うことを伝える。何も考えずに自己選択した後の末路もわかりやすく伝える。 →パワーポイントで説明する。(パワーポイントの作成) 中高生はホワイトボードもしつつ、成人についての勉強もする。(付箋で18歳からできること、20歳からできることを書いてもらう)

(2) 個人情報保護

個人情報保護方針や個人情報保護の仕組みを構築し、全関係者に個人情報保護の重要性の認識と取り組みを行い、個人情報の保護を推進した。

①個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態に保つために必要な措置を講じ、個人情報の厳重な管理を行なった。

②個人情報の利用目的

寄付等で得た個人情報は、連絡や質問に対する回答のために利用した。

③個人情報の提供

法令で認められている場合、および予め本人より了解を得られた場合を除き、個人情報を第三者に提供または開示していない。

④本人の照会

今後も本人の個人情報の照会・修正・削除などを希望された場合には、本人であることを確認の上、対応していく。

⑤安全管理

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩などを防止するために、個人情報をより安全に管理するための体制づくりに努めた。

⑥法令・規範の遵守と見直し

保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善と向上に努めた。

(3) プライバシー保護

入所児童が他の人に「知られたくない」と思うような情報を、本人の同意なく無断で人へ話すことや、使用、閲覧、収集することのないように努めた。児童居室においても、掃除や洗濯物を運ぶなどの必要最低限以外の入室をしないよう努めた。入浴や排泄時に職員の介助が必要な際も、他児の目に触れないよう配慮した。子ども・職員それぞれが入浴の際には、安易に入室しないよう必要に応じて施錠を行った。

(4) 苦情解決

苦情解決委員会を設置し、利用者からの苦情・提言に適切に対応する体制を整え、苦情・提言の解決に努めた。苦情回数0回

(5) 子どもの意向の尊重

①各家で、週に1回からの定期的な家族会議を実施した。レクレーション決めや生活上の約束の確認、新たな意見を取り入れながら話し合いや相談を行なった。

②各家に意見箱を設置し、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保した。意見箱に入れられた意見は、職員が確認を行い、権利擁護係や意見によっては園長が直接確認を行い、適切に対処するよう努めたが今年度意見は特になかった。

(6) 被措置児童等虐待対応

全国児童養護施設協議会発行の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を年間4回に分けて全職員へ実施した。実施後は毎回権利擁護係で確認を行った。

5. 渉外関係

(1) 行政関係

措置費の申請事務や職員配置の確認業務については、県庁（子育て支援課）、子どもの入退所や措置変更、一時保護委託については、北勢・鈴鹿・中勢・南勢志摩・伊賀・紀州児童相談所、ショートステイについては、各市町孫の児童福祉課などと、行政関係へ窓口となる職員を特定し、円滑な連携に務めた。

(2) 学校関係

子どもにとって学校は日常活動の多くの時間を過ごす場であり、学習の機会や定着とともに、同年代集団の関わりによる情緒的、社会的発達の促進という役割を保障する場である。学校と施設が、子どもの個性を理解しつつ、より子どもが育つ環境として適切な環境となるよう密に連携し続ける。互いの役割とその機能と限界について双方向に理解出来ることを目指し、子どもに不利益が生じることが少なくなるように努めた。

①学校との連絡会の実施

各子どもの状況（新入所・進学等）に合わせて定期的な連絡会を開催し、教育現場と生活現場との情報共有に努めた。

②保護者会活動や行事等への参加

できる限り積極的にPTA・学校行事等にも参加し、関係構築に努めた。

(3) 施設関係

三重県児童養護施設協議会へ参加

月1回実施される上記協議会へ施設長が参加した。また、上記協議会にある心理職等部会活動に施設心理士が参加した。

(4) 地域貢献活動

伊勢市内の「お伊勢さんウォーキング」に参加し、地域との交流を深めた。また、「お伊勢さんウォーキング」の帰りには参加児童、参加職員でのゴミ拾いを実施し、地域の環境美化にも貢献した。

各校区や各自治会等の行事等へ積極的に参加をし、地域交流を深めることができた。

(5) 実習及び研修受入

令和6年度 実習生受け入れ	学校名	人数
R6. 6/3 (月) ~6/11 (火)	高田短期大学①	2名
R6. 6/12 (水) ~6/20 (木)	高田短期大学②	2名
R6. 6/21 (金) ~6/29 (土)	高田短期大学③	2名
R6. 8/5 (月) ~8/14 (金)	皇学館大学(夏)①	2名
R6. 8/15 (月) ~8/24 (土)	皇学館大学(夏)②	2名
R6. 8/26 (月) ~9/3 (水)	ユマニテク短期大学	1名
R6. 9/5 (月) ~9/13 (土)	ユマニテク短期大学	2名
R6. 11/18 (月) ~11/27 (水)	愛知文教女子短期大学	1名
R6. 12/22 (日) ~12/31 (火)	皇学館大学(冬)	2名
R7. 2/17 (月) ~2/24 (水)	奈良保育学院(一般)	1名
R7. 3/1 (土) ~3/10 (月)	奈良保育学院(白梅)	2名
R7. 3/12 (水) ~3/14 (金)	奈良保育学院(一般)	1名
	計	20名
自主実習	計	4名

(6) 里親支援

- ①今年度は、管轄児童相談所と地域の里親訪問を17件行った。またフォスタリング機関系とも協働し、里親交流会を3回行った。
- ②里親啓発活動の一環として、伊勢市、鳥羽市、志摩市、児童相談所などと協力し、里親制度説明会を4回と里親啓発活動として地域のイベントに参加し、里親制度について啓発活動を3回行った。また、実習生にも社会的養護における里親制度と施設の役割を伝えた。
- ③里親施設実習を1件行った。他施設の里親支援専門相談員とも情報共有など協力し、里親の支援を行った。

(7) 保護者への支援の充実

- ①家庭支援専門相談員をその専任として当たらせて、児童相談所と情報を共有し協議を行い、また市町との協議を通して運営に努めた。
- ②入所の際には「入所に際しての心得」を配布し、説明を行った。
- ③児童相談所と協議を重ねながら、子どもと家族の関係づくりのために、面会・外出・外泊等を積極的に行った。また、学校行事等への参加を働きかけている。
- ④面会等の対応を積極的に行い、情報共有に努めている。
- ⑤外泊を開始する前には、可能な限り家庭訪問を行い、家庭の状況把握に努めている。
家族との交流の乏しい子どもの週末里親利用や家庭生活を体験できる機会に関しては、今年度は対象児童がいなかった。
- ⑥新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面会・外出・外泊について一定の要件を設けていたが、「5類感染症」へ移行となった為、レベル表等も一旦廃止した。

6. 設備関係

(1) 防犯・防災(防災訓練の実施、防犯対策)

- 毎月1回、職員会議の日にラインワークスや携帯電話を用いての非常連絡網訓練と自主訓練を実施した。
- 3ヶ月に1回、各家でグループ危機対応訓練(事故・事件、風水害、防犯、火震害)を職員、子どもと一緒にやった。また、6月と12月に施設内防災研修を行い、その中で避難訓練や消火訓練、防災の勉強会を実施し、防災意識を高めた。また、避難訓練には、必ず「振り返りの実施」を行った。
- センサーライトを複数箇所に設置して、防犯意識を高めた。
- 防災物品(避難はしご、災害用扇風機、懐中電灯、バッテリーなど)の購入を行い、防災対策を高めた。
- 南海トラフ臨時情報が発生したため、更なる危機意識を高めた。
- 新たな職員が、防火管理者講習を受講した。

(2) 車両(公用車両)

- 職員2名安全運転管理者講習を受講し、安全運転管理者制度に沿って選任された安全運転管理者、副安全運転管理者をそれぞれ1名ずつ配置した。

- 公用車両の管理について、新任職員に対して事故防止のための緊急時対応マニュアルの確認と、公用車運行管理表の扱いと共に管理方法の指導を行なった。
- 定期的に公用車の点検を行い、良好な維持保全に努めた。又、全車両にドライブレコーダーを設置し、交通事故発生時における適切な事故処理に努めるとともに、職員の安全意識の向上を図った。
- 公用車アルト経年劣化により、廃車手配。EVERY WAGON 公用車として手配。

(3) 環境整備

①環境整美活動

施設内の環境美化を目的に、日常的に整美活動に努めるとともに、月に1回程度、全職員による施設全体的な整美活動時間を設け、各部署で整美活動を実施した。

②保守点検

消防設備（消火器、スプリンクラー、火災報知器等）や防犯・防災設備（防犯カメラ、非常連絡通報装置、震災、緊急地震速報等）、その他（電気、ガス、水道、浄化槽等）の点検を随時実施した。（業者委託を含む）

③各倉庫管理表

施設内にある各倉庫の物品を使用する際に、管理表を用いて物品内容の把握や使用者の把握をし、整理整頓及び物品整美に努めた。

(4) 改修・修繕

①経年劣化による修繕

施設内各所による経年劣化に対して、計画的に修繕を行い、設備及び環境を常に整えるよう努めた。令和6年度、多機能化を目的に行う施設整備の改修に向けて、検討を進めた。

7. 職員関係
(1) 職員研修

No.	主催	出張・研修名	期日				会場
			月	日	月	日	
1	CAPみえ	CAPプログラム	5月	22日	～	月 日	三重県人権センター
2	全国児童養護施設サークル	性教育春季セミナー	6月	9日	～	6月 10日	ウイング愛知
3	一般社団法人三重労働基準協会連合会	衛生推進者養成講習	6月	20日	～	6月 20日	津フェニックスビル
4	中部児童養護施設・東海北陸ブロック 乳児院協議会・ 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	中部ブロック児童養護施設・ 乳児院研究協議会愛知大会	6月	27日	～	6月 28日	ウイング愛知
5	養護問題研究会	養護問題研究会	6月	29日	～	6月 30日	ドーンセンター
6	社会福祉法人子どもの虐待防止センター	子どもの意見表明をどう 考えるか	7月	11日	～	月 日	国立オリンピックセンター
7	三重県社会福祉協議会	キャリアパス研修初任者	7月	17日	～	7月 18日	県社協
8	三重県社会福祉協議会	キャリアパス研修初任者	7月	23日	～	7月 24日	県社協
9	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	全国若者自立支援プロジェクト 北陸・中四ブロック会議	8月	21日	～	月 月	ウイング愛知
10	三重県伊勢保健所	給食施設管理者研修	8月	20日			ZOOM
11	三重県伊勢保健所	給食従事者研修	8月	27日			ZOOM
12	三重県社会福祉協議会	キャリアパス研修中堅者	9月	5日	～	9月 6日	県社協
13	三重県子ども・福祉児童相談支援課	テーマ別研修（神経発達障 害・感情爆発の障害について）	9月	10日			三重県吉田山会館第206会議室
14	NPO STARS	児童養護施設初級職員研 修	9月	25日	～	月 日	ZOOM
15	NPO STARS	児童養護施設初級職員研 修	10月	30日	～	月 日	ZOOM
16	NPO STARS	児童養護施設初級職員研 修	11月	27日			ZOOM
17	子ども発達支援室	発達が気になる子の理解 と支援	10月	23日	～	月 日	ZOOM
18	中部児童養護施設協会	中部児童養護施設指導職員研 修	11月	28日	～	11月 29日	富山
19	陽気会	CPAトレーナー講習	11月	7日	～	11月 8日	伊賀庁舎
20	全児家セン	第24回全国児童家庭支援 センター研究協議会	11月	20日	～	11月 21日	アスト津
21	三重県社会福祉協議会	キャリアパス研修初任者	12月	3日	～	12月 4日	県社協
22	三重県社会福祉協議会	キャリアパス研修初任者	12月	12日	～	12月 13日	県社協
23	三重県社会福祉協議会	キャリアパス研修初任者	12月	12日	～	12月 13日	県社協
24	SBI	SBI研修	月	日	～	月 日	クロスウェーブ梅田
25	三重県子ども・福祉健康児童相談課	虐待を受けた子どもに対する 理解と対応	2月	17日	～	月 月	JA三重保険会館
26	児童心理療育施設 悠	子どもに巻き込まれない ための境界線	2月	28日	～	月 月	ZOOM
27	一般社団法人日本児童養護施設実践学会	総会・第17回研究大会	3月	8日	～	月 月	四條学園短期大学清風学者

(2) 福利厚生

① 労務改善

職員の負担を軽減するため、栄養士を雇用、家事支援員を増員。
年度末の多忙さを考慮し、親睦行事である職員旅行を例年より早めに実施。

② 親睦行事

新任職員歓迎会を飲食店の一室を借りて実施。

職員旅行は職員の意向を尊重したグループ分けをして実施。
忘年会は飲食店の一室を借りて実施。

8. その他

(1) 寄付

今年度も多くの方からご寄付を頂いた。施設の現状や取り組み、寄付の用途を十分に説明し、来年度以降も寄付があった際には時折、ホームページやInstagramへ掲載していく。

(2) 庶務関係

各種申請書類について、電子申請及び承認を用いて、適切に管理者及び担当者が経由及び承認を行う。又、書類管理について、常に整理整頓を心掛け、適正に保管に努めた。

(3) 会計関係

公的金銭の適切な運用及び管理を図る為、法人「経理規程」並び「預り金規程」を遵守し、厳正な経理体制に基づいた業務の徹底に努めた。

おわりに今後も、国・県政の動向に応じた取り組みを講じていく。